

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)

令和 年 月 日

青森市長 様

報告者 氏

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業種			
事業場の所在地						電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 令和 年度

青森市長 様

報告書提出日

令和 年 月 日

前年度の実績報告書となるため、前年度を記入

報告者 〒030-0801 郵便番号も忘れず記入
住所 青森市新町一丁目3番7号
氏名 森々青森商事株式会社 代表取締役 青森 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 017-718-1086

※押印不要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提

別紙 日本標準産業分類を参照

Table with 10 columns: ②事業場の名称, 事業場の所在地, 業種, ③, 番号, 産業廃棄物の種類, 排出量(t), 管理票の交付枚数, 運搬受託者の許可番号, 運搬受託者の氏名又は名称, 運搬先の住所, 処分受託者の許可番号, 処分受託者の氏名又は名称, 処分場所の住所. Includes data for '森々青森商事株式会社 柳川支店' and various waste types like '廃プラスチック類'.

備考

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに...
2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以...
3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種...

④、⑧、⑨、⑪(産業廃棄物の種類、運搬受託者、運搬先の住所処分受託者)が全て同じマニフェストについては、排出量を合計(⑤)し、マニフェストの枚数も集計(⑥)し記入してください。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票

Main form for '産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票'. Includes fields for '排出事業者' (森々青森商事株式会社), '運搬先' (森々青森商事株式会社 柳川支店), '産業廃棄物' (種類, 数量), '運搬受託者' (廃棄物対策株式会社), '処分受託者' (有限会社 No 廃棄リサイクル). Includes a calculation example for volume conversion: 例: 5.0m³ × 換算係数0.20t/m³ = 1t.

詳細は、括弧書きにて記入

体積表記のときは、「t」に換算してください。

廃タイヤの

例: 5.0m³ × 換算係数0.20t/m³ = 1t

報告書へ記載する⑦、⑩の許可番号については、委託契約書を参照し、11桁の番号を記入してください。
※もし、収集運搬において委託業者が県と市の両方の許可番号を持っている場合は、県の許可番号を記載してください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)

令和 年 月 日

青森市長 様

マニフェスト(紙)の「事業者(排出者)」の欄の隣にある「事業場(排出事業場)」の欄をみて書き込んでください。(通常の場合)

青森市内に位置する店舗・事業所が複数あり、各々の市内店舗等で排出があった場合は、その排出店舗等ごとに報告書を作成してください。(=マニフェスト記載の事業場(排出事業場)ごとに報告書をまとめてください。)

ただし、例外として建設工事等により、排出場所が複数あった場合には、報告書は1つにまとめて提出してください。(例:解体業等で、家屋解体による排出場所が市内に点在となる場合は、「青森市内の各工事現場」を事業場の名称として、所在地も「青森市内各所」としててください。)

実績があった年度を記入(前年度の集計報告のため)

報告者 〒0000-0000 郵便番号もなるべく記入
住所 青森市〇〇一丁目1番1号
氏名 株式会社青森〇△建設 代表取締役 青森 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 017-0000-0000

押印不要

実績があった年度を記入(前年度の集計報告のため)

業種は、別添「日本標準産業分類」の「中分類」の中から選択して記入してください。

令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を

廃棄物の処理及び清掃に

事業場の名称	株式会社青森〇△建設 新町支店					業種	総合工事業		
事業場の所在地	青森市〇〇一丁目1番1号					電話番号	017-0000-0000		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	10.00	40	10802xxxxxx	〇×クリーン(株)	青森市大字△△字□□1-1	10822xxxxxx	〇×クリーン(株)	
2	がれき類	100.00	30	種類ごと委託先ごとに年度集計したものを記入してください。		八戸市△〇三丁目1-1	00220xxxxxx	八戸□〇工業(株)	八戸市△〇三丁目1-2
3	がれき類(石綿含有)	5.00	10	00200xxxxxx	(有)△△土木	青森市100-1	通常は記入不要(運搬先=処分場所であるため)※最終処分場の記入ではありません。		最終処分(株)
4	建設混合廃棄物(廃プラスチック類、金属くず)	5	「排出量」の単位は、トン(t)として記入してください。換算が必要な場合は、別添「産業廃棄物の種類と重量換算係数」をご活用ください。(産業廃棄物管理票(マニフェスト)に排出量が体積(m ³)で示されていた時に限る。)		×	00230xxxxxx	最終処分(株)	処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。	

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県内において、同一の事業場(排出事業場)から排出された産業廃棄物の種類が異なる場合は、別添「産業廃棄物の種類と重量換算係数」に基づき、排出量(トン)を合算して報告してください。
- 産業廃棄物の種類は、原則として、別添「産業廃棄物の種類と重量換算係数」の中の「報告書に記載する産業廃棄物の種類」に合わせて記載してください。
- ※例えば、廃油にも「廃油」「引火性廃油」「廃油(特定有害)」がありますのでご注意ください。
- ※複数の種類を1枚のマニフェストで処理し、別添の「報告書に記載する産業廃棄物の種類」に該当するものが無い場合は「混合廃棄物(廃プラスチック類・金属くず・木くず)」など、混合している種類が分かるよう記載してください。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合は記入する必要はないこと。
- 区間を区切った場合は、区間ごとに報告してください。

産業廃棄物の種類は、原則として、別添「産業廃棄物の種類と重量換算係数」の中の「報告書に記載する産業廃棄物の種類」に合わせて記載してください。

※例えば、廃油にも「廃油」「引火性廃油」「廃油(特定有害)」がありますのでご注意ください。
※複数の種類を1枚のマニフェストで処理し、別添の「報告書に記載する産業廃棄物の種類」に該当するものが無い場合は「混合廃棄物(廃プラスチック類・金属くず・木くず)」など、混合している種類が分かるよう記載してください。

報告年度		令和 年度		年度記入		事業場の名称		株式会社青森〇△建設 新町支店		別紙番号		2/2	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所				
5	廃プラスチック類	10.00	5	10802xxxxxx	(第1区間) 〇×クリーン(株)	青森市大字△△字□□ 1-1							
				00200xxxxxx	(第2区間) (有)□×エコロジー	弘前市大字□×二丁目 8-17	00220xxxxxx	(有)□×エコロジー					
6	木くず	10.00	1	-	(自己運搬) 株式会社青森〇 △建設	青森市大字△□字×〇 26-1	10822xxxxxx	(株)×□建設工業					
7	金属くず	12.50	1	10802xxxxxx	(再委託) ××資源(株)	青森市大字××字□〇 125-6	10822xxxxxx	××資源(株)					
<p>区間委託の場合、各区間ごとに運搬受託者の氏名又は名称の欄の受託者名の前に（第〇区間）と記入してください。 なお、番号、産業廃棄物の種類、排出量、管理票交付枚数については、第1区間のみ記入し、処分受託者の許可番号以降の欄は、最終区間のみ記入してください。</p>				<p>自ら処分場に運搬した場合は、（自己運搬）と記入し、自らの氏名又は名称を記入してください。</p>				<p>再委託した場合は、実際に収集運搬や処分を行った再委託先を記入してください。この場合、（再委託）と記載してください。</p>					
<p>不足する場合はコピーして使用してください。 複数枚になる場合は、別紙番号欄に「ページ数/総枚数」を記入してください。</p>													

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)

令和 年 月 日

青森市長 様

複数の現場を1事業場とする場合の記入例

報告者 〒
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		青森市内の各工事現場				業種	D06 総合工事業		
事業場の所在地		青森市内各所		電話番号		***-**-****			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

日本標準産業分類(令和6年4月1日施行)

大分類	中分類	
A 農業、林業	A 01 農業	
	A 02 林業	
B 漁業	B 03 漁業(水産養殖業を除く)	
	B 04 水産養殖業	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	C 05 鉱業、採石業、砂利採取業	
D 建設業	D 06 総合工事業	
	D 07 職別工事業(設備工事業を除く)	
	D 08 設備工事業	
E 製造業	E 09 食料品製造業	
	E 10 飲料・たばこ・飼料製造業	
	E 11 繊維工業	
	E 12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
	E 13 家具・装備品製造業	
	E 14 パルプ・紙・紙加工品製造業	
	E 15 印刷・同関連業	
	E 16 化学工業	
	E 17 石油製品・石炭製品製造業	
	E 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
	E 19 ゴム製品製造業	
	E 20 なめし革・同製品・毛皮製造業	
	E 21 窯業・土石製品製造業	
	E 22 鉄鋼業	
	E 23 非鉄金属製造業	
	E 24 金属製品製造業	
	E 25 はん用機械器具製造業	
	E 26 生産用機械器具製造業	
	E 27 業務用機械器具製造業	
	E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	E 29 電気機械器具製造業	
	E 30 情報通信機械器具製造業	
	E 31 輸送用機械器具製造業	
	E 32 その他の製造業	
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	F 33 電気業
		F 34 ガス業
		F 35 熱供給業
		F 36 水道業
	G 情報通信業	G 37 通信業
		G 38 放送業
		G 39 情報サービス業
		G 40 インターネット附随サービス業
G 41 映像・音声・文字情報制作業		
H 運輸業、郵便業	H 42 鉄道業	
	H 43 道路旅客運送業	
	H 44 道路貨物運送業	
	H 45 水運業	
	H 46 航空運輸業	
	H 47 倉庫業	
	H 48 運輸に附帯するサービス業	
	H 49 郵便業(信書便事業を含む)	

大分類	中分類
I 卸売業、小売業	I 50 各種商品卸売業
	I 51 繊維・衣服等卸売業
	I 52 飲食料品卸売業
	I 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	I 54 機械器具卸売業
	I 55 その他の卸売業
	I 56 各種商品小売業
	I 57 織物・衣服・身の回り品小売業
	I 58 飲食料品小売業
	I 59 機械器具小売業
	I 60 その他の小売業
	I 61 無店舗小売業
	J 金融業、保険業
J 63 協同組織金融業	
J 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
J 65 金融商品取引業、商品先物取引業	
J 66 補助的金融業等	
J 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	
K 不動産業、物品賃貸業	K 68 不動産取引業
	K 69 不動産賃貸業・管理業
	K 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	L 71 学術・開発研究機関
	L 72 専門サービス業(他に分類されないもの)
	L 73 広告業
	L 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業、飲食サービス業	M 75 宿泊業
	M 76 飲食店
	M 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	N 78 洗濯・理容・美容・浴場業
	N 79 その他の生活関連サービス業
	N 80 娯楽業
	N 81 学校教育
O 教育、学習支援業	O 82 その他の教育、学習支援業
	P 83 医療業
P 医療、福祉	P 84 保健衛生
	P 85 社会保険・社会福祉・介護事業
	Q 86 郵便局
Q 複合サービス事業	Q 87 協同組合(他に分類されないもの)
	R 88 廃棄物処理業
R サービス業(他に分類されないもの)	R 89 自動車整備業
	R 90 機械等修理業(別掲を除く)
	R 91 職業紹介・労働者派遣業
	R 92 その他の事業サービス業
	R 93 政治・経済・文化団体
	R 94 宗教
	R 95 その他のサービス業
	R 96 外国公務
	S 97 国家公務
S 98 地方公務	
T 99 分類不能の産業	

産業廃棄物の種類と重量換算係数(1/2)

産業廃棄物の種類			報告書に記載する産業廃棄物の種類	重量換算係数 (t/m ³)	重量換算係数 (t/個・台)
大	中	小			
燃え殻			燃え殻	1.14	0.228t
	焼却灰		燃え殻	1.14	0.228t
		石炭灰	燃え殻	1.14	8t
		廃棄物の焼却灰	燃え殻	1.14	0.228t
	廃カーボン・活性炭		燃え殻	1.14	1.14t
汚泥(泥状のもの)			汚泥	1.10	0.022t
	有機性汚泥		汚泥	1.10	0.022t
		下水汚泥	汚泥	1.10	8t
	無機性汚泥		汚泥	1.10	0.022t
		建設汚泥(残土を除く)	汚泥	1.10	8t
		上水汚泥	汚泥	1.10	8t
廃油			廃油	0.90	0.016t
	一般廃油		廃油	0.90	0.016t
		鉱物性油	廃油	0.90	0.016t
		動植物性油	廃油	0.90	0.016t
	廃溶剤		廃油	0.90	0.016t
	固形油		廃油	0.90	0.016t
	油でい		廃油	0.90	0.016t
廃酸			廃酸	1.25	0.025t
		写真定着廃液	廃酸	1.25	0.025t
廃アルカリ			廃アルカリ	1.13	0.023t
		写真現像廃液	廃アルカリ	1.13	0.023t
廃プラスチック類			廃プラスチック類	0.35	0.017t
		廃タイヤ	廃プラスチック類	0.20	0.007t
		自動車用プラスチックバンパー	廃プラスチック類	0.20	0.007t
		廃農業用ビニール	廃プラスチック類	0.20	3t
		プラスチック製廃容器包装	廃プラスチック類	0.10	0.005t
		発泡スチロール	廃プラスチック類	0.02	0.001t
		発泡ウレタン	廃プラスチック類	0.02	0.001t
		発泡ポリスチレン	廃プラスチック類	0.03	0.015t
		塩化ビニル製建設資材	廃プラスチック類	0.20	0.01t
紙くず			紙くず	0.30	0.015t
	建設工事の紙くず		紙くず	0.30	0.015t
		ダンボール	紙くず	0.30	0.015t
木くず			木くず	0.55	0.027t
	建設工事の木くず		木くず	0.55	0.027t
		伐採材・伐根材	木くず	0.55	0.027t
繊維くず(天然繊維くず)			繊維くず	0.12	0.006t
	建設工事の繊維くず		繊維くず	0.12	0.03t
動・植物性残渣			動植物性残さ	1.00	0.2t
動物系固形不要物			動物系固形不要物	1.00	0.2t
ゴムくず(天然ゴムくず)			ゴムくず	0.52	0.026t
金属くず			金属くず	1.13	0.056t
	鉄くず		金属くず	1.13	0.056t
	非鉄金属くず		金属くず	1.13	0.056t
		鉛製の管又は板	金属くず	1.13	0.056t
		電線くず	金属くず	1.13	0.056t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	0.05t
	ガラスくず		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	0.05t
		カレット	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	0.05t
		廃ブラウン管(側面部)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.50	0.025t
		ガラス製廃容器包装	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.50	0.025t
		ロックウール	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.30	0.015t
		石綿(非飛散性)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.50	0.025t
		グラスウール	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.20	0.001t
		岩綿吸音板	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.30	0.015t
	陶磁器くず		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	0.05t
		コンクリートくず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.50	0.075t
		石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.30	0.015t
		ALC(軽量気泡コンクリート)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.50	0.025t
鉱さい			鉱さい	1.93	8t
		スラグ	鉱さい	1.93	8t
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)			がれき類	1.48	0.074t
		コンクリート破片	がれき類(コンクリート破片)	1.48	0.074t
		アスファルト・コンクリート破片	がれき類(アスファルト・コンクリート破片)	1.48	0.074t

報告書の「廃棄物の種類」の項目は、この欄に記載している種類のとおり記載してください。

産業廃棄物の種類と重量換算係数(2/2)

産業廃棄物の種類			報告書に記載する産業廃棄物の種類	重量換算係数 (t/m ³)	重量換算係数 (t/個・台)
大	中	小			
		動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの)	動物のふん尿	1.00	0.2t
		動物の死体(畜産農業から排出されたもの)	動物の死体	1.00	0.08t
		ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)	ばいじん	1.26	0.063t
		処分するために処理したもの(13号廃棄物)	13号廃棄物	1.00	0.2t
	建設混合廃棄物		建設混合廃棄物(内訳を記載すること)	0.26	0.013t
	安定型建設混合廃棄物	報告書の「廃棄物の種類」の項目は、この欄に記載している種類のとおり記載してください。	安定型建設混合廃棄物(内訳を記載すること)	0.26	0.013t
	管理型建設混合廃棄物		管理型建設混合廃棄物(内訳を記載すること)	0.26	0.013t
	新築系混合廃棄物		管理型建設混合廃棄物(内訳を記載すること)	0.26	0.013t
	解体系混合廃棄物		管理型建設混合廃棄物(内訳を記載すること)	0.26	0.013t
	安定型混合廃棄物		安定型混合廃棄物(内訳を記載すること)	0.26	0.013t
	管理型混合廃棄物		管理型混合廃棄物(内訳を記載すること)	0.26	0.013t
	シュレッダーダスト		シュレッダーダスト	0.26	0.013t
	石綿含有産業廃棄物		—	—	—
	建設混合廃棄物		建設混合廃棄物(石綿含有)	0.26	0.013t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)	1.00	0.05t
	廃プラスチック類		廃プラスチック類(石綿含有)	0.35	0.017t
	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)		がれき類(石綿含有)	1.48	0.074t
	紙くず		紙くず(石綿含有)	0.30	0.015t
	木くず		木くず(石綿含有)	0.55	0.027t
	繊維くず(天然繊維くず)		繊維くず(石綿含有)	0.12	0.006t
	廃自動車		廃自動車	1.00	1.3t
	廃二輪車		廃自動車	1.00	0.2t
	バイク		廃自動車	1.00	0.1t
	自転車		廃自動車	1.00	0.015t
	廃電気機械器具		廃電気機械器具	1.00	0.01t
	廃パチンコ機及び廃パチスロ機		廃電気機械器具	1.00	0.03t
	プリント配線板		廃電気機械器具	1.00	0.03t
	テレビジョン受信機		廃電気機械器具	1.00	0.03t
	エアコンディショナー		廃電気機械器具	1.00	0.04t
	冷蔵庫		廃電気機械器具	1.00	0.1t
	洗濯機		廃電気機械器具	1.00	0.05t
	電子レンジ		廃電気機械器具	1.00	0.015t
	パーソナルコンピュータ		廃電気機械器具	1.00	0.005t
	電話機		廃電気機械器具	1.00	0.003t
	自動販売機		廃電気機械器具	1.00	0.35t
	蛍光灯		廃電気機械器具	1.00	0.001t
	冷凍庫		廃電気機械器具	1.00	0.04t
	廃電池類		廃電池類	1.00	0.01t
	鉛蓄電池		廃電池類	1.00	0.01t
	乾電池		廃電池類	1.00	0.01t
	複合材		複合材	1.00	0.05t
	燃えやすい廃油		引火性廃油	0.90	0.016t
	燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)		引火性廃油(特定有害)	0.90	0.016t
	ph2.0以下の廃酸		腐食性廃酸	1.25	0.025t
	ph2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)		腐食性廃酸(特定有害)	1.25	0.025t
	ph12.5以上の廃アルカリ		腐食性廃アルカリ	1.13	0.023t
	ph12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)		腐食性廃アルカリ(特定有害)	1.13	0.023t
	感染性廃棄物		感染性廃棄物	0.30	0.007t
	特定有害産業廃棄物		—	1.00	0.018t
	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物		廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	1.00	0.1t
	廃PCB等		廃PCB等	1.00	0.1t
	PCB汚染物		PCB汚染物	1.00	0.02t
	PCB処理物		PCB処理物	1.00	0.02t
	廃石綿等(飛散性)		廃石綿等(飛散性)	0.30	0.009t
	指定下水汚泥		指定下水汚泥	1.10	8t
	銻さい(基準値を超える有害物質を含むもの)		銻さい(特定有害)	1.93	8t
	燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)		燃え殻(特定有害)	1.14	0.228t
	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)		廃油(特定有害)	0.90	0.018t
	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)		汚泥(特定有害)	1.10	0.022t
	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)		廃酸(特定有害)	1.25	0.025t
	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)		廃アルカリ(特定有害)	1.13	0.023t
	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)		ばいじん(特定有害)	1.26	0.063t
	処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)		13号廃棄物(基準超過)	1.00	0.2t

※重量換算係数(t/個・台)については、なるべく使用せず、できる限り「立法メートル(m)」 「リットル(L)」単位を把握のうえ、重量換算係数(t/m³)を使用することとし、どうしても不明である場合等に重量換算係数(t/個・台)を使用するようお願いします。